第３８号

平成２３年２月

市営住宅通信

安城市建設部建築課

電話　７６－１１１１
直通　７１－２２４０

地上デジタル放送受信支援の期間が延長されます！

★申込期限が平成２３年７月２４日までとなりました。

昨年の住宅通信では、申込みは平成２２年１２月２８日までと案内しましたが、期限が上記のとおり延長されました。

★対象者は次のとおりです。

①生活保護世帯等で、ＮＨＫ受信料が全額免除となっている世帯
　又は
②市町村民税が非課税の世帯

※支援の内容、申込方法は対象となる世帯によって異なるため、詳しくは添付資料でご確認いただくか、次の問い合わせ先にお問い合わせください。

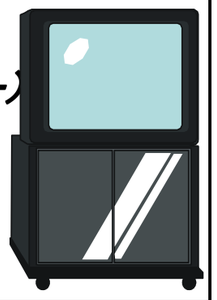

★問い合わせ先（総務省地デジコールセンター）

①の世帯に対する支援について
　０５７０－０３３－８４０
②の世帯に対する支援について
　０５７０－０２３－７２４

2月は確定申告(平成22年分)のシーズンです！

★正確な家賃算定のために確定申告をしましょう！

事業所得者などは、家賃算定に用いる所得の把握のために確定申告が必要です。正確な家賃の算定には、正確な資料が必要です。

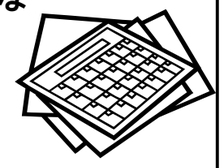

★手続きは税務署で！

期間は２月１６日から３月１５日までです。

刈谷の税務署で申告が出来ます。早めに申告をしましょう。

平成２３年４月１日から、市営住宅の連帯保証人の要件を変更します！

★連帯保証人の新しい要件は下記のとおりです！

連帯保証人は、２名必要であることに変わりありません。

これまで１人は必ず申込者の親族でしたが、下記の要件をすべてを満たせば、**「申込者の親族、市内に居住する者又は本市を除く愛知県内の市町村に居住する者で市長の承認を受けたもの」**は、連帯保証人になれます。

また、外国人の方が保証人になる場合は永住権が必要です。

記

＜連帯保証人の要件＞

１　連帯保証人は、互いに別の世帯の者であること。
２　連帯保証人は、未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人（保証することにつきその補助人の同意を得ることを要する者に限る。）及び破産者でないこと。
３　連帯保証人は、所得証明書による合計所得額が、入居者の収入が公営住宅法施行令に定める収入基準158,000円以下の場合は、1,896,000円以上であること。（入居者の収入が158,000円を超える場合は、2,568,000円以上であること。）
４　連帯保証人は市区町村税を滞納していないこと。
５　連帯保証人は公営住宅の入居者でないこと。
６　連帯保証人は他の公営住宅入居者の連帯保証人となっていないこと。

★連帯保証人の変更を申請する際はご注意ください！

平成２３年４月１日以降に、承継による再契約や、保証人の変更をしようとする場合は、現在の条件ではなく上記の要件に該当する連帯保証人を立てる必要があります。

また、手続の際には連帯保証人の印鑑登録証明書、納税証明書、所得証明書が必要になります。

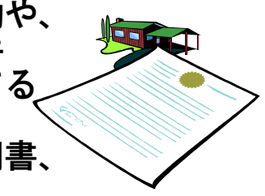

ごみ減量の実績値が平成22年12月末で20.1％となり、目標の20％を超えました（家庭ごみ17.1％、事業系ごみ25.8％、これらを合計した「ごみ総量20.1％」）。

今後は、ごみ減量30％を新しい目標とし、ごみゼロ社会を目指します。